

第3回 成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議
議事概要

日時 : 令和元年6月17日(月) 午後1時30分~午後2時00分

場所 : 法務省第一会議室

概要 :

<開会>

○**小野瀬民事局長** それでは、定刻となりましたので、ただいまから、成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議を開会いたします。

本日は議長の命によりまして、私、法務省民事局長の小野瀬が司会進行を務めさせていただきます。

まず、この連絡会議の開催に当たりまして、議長であります山下法務大臣から一言、御挨拶をいただきたいと存じます。山下大臣、よろしく願いいたします。

<1. 山下法務大臣(議長)挨拶>

○**山下法務大臣** お忙しい中、皆様お集まりいただきましてありがとうございます。

本日の成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議の開催に当たり、一言、御挨拶を申し上げます。

成年年齢の引下げ等を内容とする民法改正法の成立から約1年が経過し、施行日である令和4年4月まで残り約3年となりました。成年年齢の引下げは、18歳、19歳の若者の積極的な社会参画の促進という重要な意義を持つものでございますけれども、成年年齢の引下げに伴う消費者被害の増加等の懸念も指摘されており、政府が一体となって環境整備に取り組む必要があります。

本連絡会議は、このような環境整備の必要性を踏まえ、関係行政機関相互の密接な連携協力を確保し、総合的かつ効果的な環境整備の取組を推進することを目的とするものであります。第1回の連絡会議の開催から約1年2カ月が経過しましたが、この間、本連絡会議による進捗管理のもとで関係府省庁の協力を得て環境整備のための施策が推進されてまいりました。本日の会議においては、環境整備のための各施策についてこれまでの成果を御報告いただき、また、今後の取組予定について御説明いただいた上で、工程表を改訂することが予定されております。

令和4年4月の施行日に向けて、成年年齢の引下げの環境整備に必要な施策が十分な効果を発揮するよう、また、国民各層に対してきめ細やかな情報発信を行い、国民の皆様の理解が深まるように、今後も改訂後の新しい工程表に従い、関係府省庁が連携し一つ一丸となって取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続き御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上を申し上げて、私の御挨拶とさせていただきます。

○**小野瀬民事局長** どうもありがとうございました。

それでは、議事に入りたいと思いますが、まずはこの連絡会議の構成員の役職の名称の変更につきまして、1点お諮りしたいと存じます。お手元に資料1があろうかと思っておりますので、資料1をごらんいただければと存じます。

この構成員の中に文部科学省の総合教育政策局長という役職がございますが、これは文部科学省の総合教育政策局が従前の生涯学習政策局からこの名称に変わったことに伴って従前の役職名から変更されたものでございます。これを反映させまして、この関係府省庁申し合わせを資料1の記載のとおり一部改正いたしたいと存じますけれども、この件につきましては御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○小野瀬民事局長 よろしゅうございますか。

それでは、資料1の記載のとおり申し合わせたこととさせていただきます。

<2. これまでの幹事会と成人式分科会における取組について>

○小野瀬民事局長 続きまして、この連絡会議のもとに置かれております幹事会、それから成人式分科会の開催経緯につきまして、この二つの会の座長であります当省民事局参事官の笹井から御説明させていただきたいと存じます。

○笹井民事局参事官 議長の決定によりまして、幹事会、成人式の時期や在り方等に関する分科会の座長を務めております法務省民事局参事官の笹井でございます。これまでの幹事会と成人式分科会における取組について御説明いたします。資料2がお手元にあるかと思いますので、資料2をごらんください。

まず、幹事会についてですけれども、これまで4回の会議を開催いたしました。このうち第1回及び第2回においては、それぞれ消費者関係の施策及び若年者の自立支援の施策について、弁護士、研究者、消費生活相談員、教育関係者等の有識者からのヒアリング及び意見交換を行いました。第3回会議におきましては、昨年11月から12月にかけて行われた成年年齢の引下げに関する世論調査の結果を報告しております。また、第4回会議においては、関係府省庁から工程表に記載された各施策について、昨年度までの取組の内容や今年度以降の予定、目標をアップデートしたものを御提出いただき、これをもとに工程表の改訂案を取りまとめました。ここで取りまとめたものが本日の資料3-1、3-2でございます。

次に、成人式分科会についてですが、こちらにつきましてもこれまでに4回の会議を開催いたしました。第1回会議において、分科会の設置の趣旨説明等を行った上で、第2回及び第3回会議において、関係者からのヒアリング及び意見交換を行いました。ヒアリングに御出席いただいたのは、新成人として成人式の実行委員長を経験された方、PTAの関係者、自治体、業界団体の方などです。第4回会議におきましては、先ほど申し上げました世論調査の結果を報告するとともに、各自治体における検討状況を把握するため全市町村を対象とするアンケート調査を行うことを決定しまして、アンケート項目の検討等を行いました。アンケートにつきましては、先週末をもって回答期限が終了したところでございまして、今後速やかに結果を集計し、分科会に報告したいと考えております。

幹事会及び成人式分科会についての報告は以上でございます。

<3. 「成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議」工程表の改訂について>

○小野瀬民事局長 それでは、引き続きまして、成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する

関係府省庁連絡会議工程表の改訂について御説明申し上げます。お手元の資料3-1と3-2をごらんいただければと存じます。

これらはいずれも本日時点での関係府省庁の施策の実績と今後の目標を記載する形で改訂された工程表でございます。このうち資料3-1でございますが、前回第2回会議が開かれました2018年9月3日時点の工程表からどのように変更されたのかがわかるように、見え消しになっているものでございます。資料3-2は、これらの変更を反映させたものとなっております。こちらのほうの改訂された工程表に関しまして、テーマごとに関連の府省庁から、その施策の実績と今後の目標について御説明をお願いしたいと存じます。

まず、「若年者の消費者教育・消費者保護」について、消費者庁から御説明をお願いいたします。

○**消費者庁** 消費者庁でございます。高等学校等における消費者教育の推進につきまして、お手元の資料3-1、3-2ではなくて、資料4というのがございますので、こちらをごらんください。「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」の関係省庁、4省庁におきまして、初年度の2018年度における施策の推進状況を去る6月14日に4省庁において申し合わせをいたしましたので、これに基づき御説明いたします。

高等学校等における実践的な消費者教育の授業の実施につきましては、消費者庁としても文部科学省の御協力をいただきながら、全都道府県へ積極的に働きかけを行っております。2018年度の「社会への扉」の活用実績が、この資料4の下の表1でございます。全ての高校で「社会への扉」を活用した授業を実施した県は、消費者庁が消費者行政新未来創造オフィスを置いている徳島県1県でございます。一方で、域内の70%以上の高等学校等で授業を実施した道府県は、上三つでございますが、6県となっております。

ページを一つめくっていただきまして、表2が学校種別の活用実績でございますが、国公立高等学校等に限れば、70%以上の学校で授業を実施した道府県は13道県となっております。他方、その右でございますけれども、私立の高等学校等における活用は伸び悩んでおります。今後、文部科学省とも連携いたしまして、関係団体等を通じた私立の高等学校等に対する周知、広報などに努めてまいりたいと考えております。また、その右の特別支援学校につきましては、生徒の特性に照らすと、「社会への扉」をそのまま活用することが難しいという意見が寄せられており、調査結果からも活用が伸び悩んでいることがわかっております。そこで、消費者庁では特別支援学校における消費者教育の在り方に関する意見交換会を開催し、障害種別ごとの特性を把握するとともに、教育上の配慮すべき点を整理し、特別支援学校における消費者教育の在り方や具体的な支援策を検討してまいります。いずれにいたしましても、さまざまな関係者の理解と協力を得ることが不可欠であり、そのためには文部科学省、金融庁、法務省を初め関係省庁の皆様との連携が必要でありますので、引き続きよろしく願いいたします。

工程表には適宜反映させていただいております。以上です。

○**小野瀬民事局長** どうもありがとうございました。

続きまして、「与信審査」につきまして、金融庁、それから経済産業省から御説明をお願いいたします。

○**金融庁** 金融庁でございます。項目番号12番の貸金業における若年者に対する返済能力調査を一層適切に行う取組の推進について御説明させていただきます。貸金業におきまして

はこれまで、若年者に対する貸付けの実態を把握するため、業界団体を通じて調査を実施、その結果を踏まえまして、当庁から業界に対しまして、若年者への貸付けに当たり、より丁寧な契約内容の説明を行うことや、利用限度額の上限を設定することなどの対応を求めてきたところでございます。その上で、今後の取組といたしましては、業界における成年年齢引下げに向けた取組の進捗状況を把握するため、業界団体を通じた調査を定期的を実施するとともに、調査結果を検証いたしまして、得られた優良事例を公表したり、あるいは事業者へフィードバックしたり、そういうことを通じて効果的な取組の推進を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○**経済産業省** 続きます、経済産業省でございます。項目番号13番でございます。クレジット取引に関してでございます。1点は、クレジット関係の教育ということで、高校を中心に教材の配布等々、講師の派遣等々の取り組みを行っているところでございます。それから、2点目といたしまして、若年者に対するクレジットの供与ということで、今どういった取り組みをやっているのかということについて調査を実施いたしまして、例えば、支払い可能見込額調査の実施でありますとか、あるいは限度額の設定、あるいは保証人をとるといったような対応をそれぞれなされているところでございます。今後とも業界のこういった取り組み方針についてしっかり調査をいたしまして、こういった状況の横展開といえますか、しっかりした取り組みを促していくことを進めてまいりたいと考えております。

○**小野瀬民事局長** どうもありがとうございました。

それでは、次の大きなテーマであります「若年者自立支援」につきまして、内閣府、文部科学省、それから厚生労働省から説明をお願いいたします。

○**内閣府** 内閣府の青少年担当でございます。資料3-1の項目番号18、子ども・若者育成支援推進法を踏まえた、地方公共団体における「子ども・若者支援地域協議会」、「子ども・若者総合相談センター」の設置の推進について、御説明いたします。内閣府では、ニートやひきこもりなど、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者の自立を支援するための取組みとして、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の関係機関、団体により構成される子ども・若者支援地域協議会の設置及び、子供・若者に関するさまざまな相談を一元的に受けることができるワンストップの相談窓口である子ども・若者総合相談センターとしての機能を担う体制の確保を推進しております。平成31年3月31日現在で123の地域に子ども・若者支援地域協議会が、90の地域に子ども・若者総合相談センターがそれぞれ設置されているところでございます。今年度以降につきましても引き続き、地方公共団体における協議会及びセンターの設置を推進してまいります。

以上です。

○**文部科学省** 文部科学省でございます。若年者自立支援の中の項目14、キャリア教育についてでございますが、これは、これまでも小学校から起業体験、また中学校の職場体験活動、高校におけるインターンシップの促進など、発達段階に応じて体系的に推進してきたところでございますけれども、今回新たに目標として公立高等学校におけるインターンシップ実施率を設定したところでございます。

それでは、次のページになりますが、4ページ目の一番上の項目番号19、「困難を有す

る子供・若者への支援の推進」中の、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーにつきましては、スクールカウンセラーを全公立小中学校に、スクールソーシャルワーカーを全中学校区に設置することを目標として、今年度予算において必要な経費を計上しております。

そして、その下、項目番号20の家庭教育支援につきましては、引き続き家庭教育支援チームの設置数の拡充に取り組むこととしております。

それから、少し下にいきますが、項目番号23、「社会形成への参画支援」中の主権者教育につきましては、総務省とも連携しつつ、副教材の作成、配布といった取り組みに加え、教育委員会担当者向けの会議や大学の教務担当者向け会議で周知活動にも取り組んでいるところでございます。引き続き各段階に応じて主権者教育が実施されるよう取り組んでまいります。

その下の項目番号24の法教育につきましては、モデル授業例の公開や教員向けの法教育セミナーの開催、出前授業等の実施、リーフレットの更新、配布等の広報活動等において、必要に応じて法務省に協力しつつ、法教育の実践拡大を図ることとしております。

最後に、消費者庁から御説明いただきました消費者教育の推進、また、最後の項目であります成人式の在り方に関する検討につきましては、消費者庁や法務省とも連携しながら、文部科学省としても引き続きしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○厚生労働省 厚生労働省でございます。項目番号の今のページの21番と22番でございます。厚生労働省におきましては、若年者の自立を支援するための施策といたしまして、キャリア形成支援や、困難を有する子ども・若者への支援等を推進しております。工程表を策定した昨年4月からの進捗といたしましては、22番でございますけれども、社会的養護を必要とする子どもたちへの支援につきましては、昨年7月に都道府県に対しまして、自立支援に関することを含め、2029年度を終期といたします都道府県社会的養育推進計画を今年度末までに策定するよう依頼いたしております。また、今後でございますけれども、これは21、22、共通でございますけれども、今年度中に関係府省と連携いたしまして、子どもの貧困対策に関する大綱の見直しを行います。これらの取り組みを進めまして、ひとり親家庭、あるいは生活困窮者世帯の子ども、ニート、フリーターなど、困難を有する子ども・若者への支援を強化してまいります。2022年4月の施行に向けまして、引き続きこれらの施策のより一層の推進を通じまして、若年者の自立支援に取り組んでまいります。

○小野瀬民事局長 内閣府男女共同参画局から御説明をお願いいたします。

○内閣府 内閣府男女共同参画局でございます。資料3-1の4ページ、一番下の項目番号25番、アダルトビデオ出演強要問題に関する対策の推進でございます。本日は局長が公務のため、代理出席とさせていただきます。申し訳ございません。

アダルトビデオ出演強要問題につきましては、一昨年5月、関係府省対策会議で取りまとめました今後の対策に基づきまして、更なる実態把握や相談体制の充実などの取り組みを着実に推進しているところでございます。毎年4月を被害防止月間と定めておりますが、本年4月の月間では、政府広報と連携し、若年女性に影響のあるタレントの指原莉乃さんを起用いたしまして、Web動画広告などメディアを活用した広報活動により、若年女性を

メインターゲットとした啓発を行ったところでございます。また、先般6月12日に、取りまとめました平成30年度の取組に関するフォローアップでは、相談機関の整備など一定の成果が見られているという一方で、依然として一定数の相談がまだございまして、今後も継続的な取組が必要であるというようなまとめをしております。性暴力の被害者は最後の一人までなくしていかなければいけないものでございますので、引き続き関係府省庁の皆様方とも緊密に連携して、これらの問題に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○小野瀬民事局長 どうも御説明ありがとうございました。

続きまして、次の大きなテーマであります「改正民法の周知活動」、それから「成人式の時期や在り方等」につきまして、法務省民事局から御説明いたします。

まず初めに、成年年齢の引下げに係る改正民法の周知活動でございますが、お手元の工程表で申しますと、項目番号の26から28になります。まず、項目番号26、成年年齢引下げの国民への浸透度等の調査についてでございます。昨年11月から12月までにかけて、内閣府において成年年齢の引下げに関する世論調査を実施しまして、成年年齢の引下げについての認知度、環境整備についての意識等の調査をいたしました。その結果といたしまして、成年年齢が引き下げられることにつきましては9割前後の高い認知度が示されましたが、環境整備の取組については、特に親世代から厳しい評価が示されております。この世論調査の結果の詳細につきましては幹事会におきまして御紹介しておりますので、各種の周知の施策に取り組むに当たって参考にしていただければと存じます。

次に、具体的な周知活動の内容でございますが、項目番号27、28でございます。成年年齢引下げの具体的な周知活動といたしましては、法務省のイベントで若者との意見交換を行ったり、28に記載しておりますとおり、法務省ホームページにおける解説記事の掲載、ポスター、パンフレットの配布、成年年齢引下げを解説するテレビ番組の作成、放映などを実施しております。このほか、成年年齢引下げをテーマとした動画作品を公募してコンテストを実施するという参加型の周知活動にも取り組んでまいりました。今年度も引き続き、実効的な周知活動に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、成人式の時期や在り方等について、項目番号29でございます。現在まで連絡会議のもとに設けました成人式分科会におきまして、先ほど説明申し上げましたとおり、有識者からのヒアリングを実施するとともに、先ほど御紹介いたしました世論調査においても成人式に関する意識調査を実施して、この分科会において報告したところでございます。

私からの御説明は以上でございます。

<4. 意見交換>

ただいま、それぞれのテーマにつきまして関係各省庁から御説明をいただいたということになりますけれども、これまでの説明に関しまして御質問あるいは御意見等はございますでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

<5. 古屋内閣官房副長官補（副議長）挨拶>

○小野瀬民事局長 それでは、本日の最後でございますが、副議長であります古谷内閣官房副
長官補から御挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○古谷内閣官房副長官補 一言だけ申し上げます。本日の会議におきまして工程表が改訂され
たところですが、今後とも、冒頭、大臣のほうから御指示がありましたとおり、令
和4年4月1日の施行日に向けまして、環境整備のための施策が十分な効果を発揮するよ
う、関係府省庁が連携して取り組む必要があると考えております。先ほど御説明があつた
世論調査の結果も関係府省庁で共有されていると思いますので、それも十分踏まえていた
だきながら、政府一丸となった取り組みが推進され、国民の皆様へ成年年齢の引下げの意
義を実感していただけるよう、引き続き御協力をお願いしたいと思います。よろしくお願
いいたします。

○小野瀬民事局長 どうもありがとうございました。

それでは、これをもちまして、本日の成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府
省庁連絡会議を終了いたします。本日はお集まりいただきまして、まことにありがとうございました。

—了—